

監査役・いたさんのオピニオン NO.18

※本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

<日本経営倫理学会ガバナンス研究部会 12月例会報告>

2018年12月21日

ESG経営における監査役等の果たすべき役割

板垣隆夫

1. はじめに～問題意識

1-1. ブームとしてのESG・SDGs

ここ数年でESG、SDGsに取り組む企業が急速に増えて、一種のブーム現象といえる状況にある。証券会社に行けば、社員の皆さんがSDGsのバッジを胸に誇らしげに着けている光景は、本来感動すべきものかも知れないが、正直違和感が先立つ。血眼になって利益を追求してきた投資家や証券会社が、なぜ急に倫理性に目覚めたのかと。

かつて2003年は日本におけるCSR元年と言われたが、2015年はESG元年、更に2018年はSDGs元年だと言う人もいる。『日経ESG』という月刊誌が発行され、ESGやSDGsに関する本が毎月のように発刊されている。12月に開催された『エコプロ2018 SDGs時代の環境と社会、そして未来へ』には162千人が来場し、各種フォーラムも花盛りである。これらは、なぜ最近になってブームともいえるべき大きなうねりとなったのか、従来のCSR経営とどう違うのか、近江商人の「三方良し」経営と何が違うのか、ここ数年進行してきたCG改革とどう関係するのか等々疑問は尽きない。とはいえ、これらが企業経営にとって避けて通れない重要課題となっていることは誰も否定できない事実であろう。

1-2. CG改革における監査役の活動領域の拡大

一方では、ここ数年のCG改革の深化の中で、監査役が立ち向かうべき課題も見直しが見直しが求められている。まず必要なのは、何よりも機能不全が目立つ「守りのガバナンス」の実効化であり、その中核をなす内部統制監査の実効性向上のための取組みであり、そのための三様監査の連携強化において主導的役割を果たすことである。同時に、中長期的な企業価値の向上を目指す「攻めのガバナンス」への貢献のために、「自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく」活動領域を拡大することが求められている。その活動領域拡大の対象の重要な柱として、従来立ち遅れていたESGなど社会規範的課題への取組みがある。

1-3. 本報告の目的

本報告では、経営にとってのESG・SDGsの意義を再確認した上で、最近のブームの背景と要因を探ると共に、そこに潜む様々なリスクを指摘する。それを踏まえ、ESG・SDGsに関する監査役の監査が持つべき観点と留意点を検討し、とりわけESG経営が陥りがちな陥穽を監視すること及び監査役自身が社会的課題への感覚を研ぎ澄まし、情報アンテナをしっかりと張ることの重要性を主張するものである。

2. ESG・SDGs経営の動向

2-1. 「企業の社会的責任」、「CSR」から「ESG」へ

ESGは、環境（environmental）、社会（Social）、企業統治（corporate governance）を指し、企業や機関投資家が持続可能な社会の形成に寄与するために配慮すべき3つの要素とされる。社会や環境を意識した経営は、従来CSR経営として長く論じられ、かつ実践されてきた。ESG経営は、その発展形として理解することができる。

CSR（企業の社会的責任）という概念は、多面的な性格を持つが、二つの転換を経て、今日の主流的なCSRの考え方に至った。第一の転換は、1970年代頃に盛んであった、環境保護運動や消費者保護運動を背景にした、企業に社会的責任を果たさせるという「社会の論理」「運動の論理」を基礎とした「企業の社会的責任論」からの転換である。1980年代以降は、企業として主体的に社会的責任を果たすという「企業の論理」に基づくCSR論が主流となった。第二の転換は、社会貢献（フィランソロピー）CSRから戦略的CSR（利益を生むCSR）への転換である。現在では、企業が本業を通じ、企業の利益と社会的課題の解決を両立させることによって社会貢献を目指すという戦略的CSR（本業CSR）の考え方が主流となっている。

ESGとCSRが対象とする課題は重なっている部分が多い。しかし、CSRは従来法的責任の範囲を超えた企業の自主的な取組みとしての社会貢献活動の側面から認識されることが多かったが、ESGは、投資家の関心事項である投資先企業の企業価値に影響を与える概念として、すなわちESG投資と強く結びついた形で認識・議論されている点に違いがある。

2-2. 「SRI」から「ESG投資」へ

投資の意思決定において、従来型の財務情報だけを重視するだけでなく、ESGも考慮に入れる手法は「ESG投資」と呼ばれる。従来、企業の社会的責任（CSR）を重視した投資はSRI（社会的責任投資）と呼ばれており、環境保護や人権保護などの社会的責任を果たそうとする企業を選別して投資してきた。株式市場において宗教、価値観、環境等のテーマに沿った活動を行っていた投資家から始まったこの動きは、2006年に提唱された国連責任投資原則（PRI）によって大きく拡大した。

欧米ではSRIは100年近い歴史があるが、近年この言葉はあまり使われなくなった。SRIと言うと、大半の投資家や運用機関からは、何か通常の投資とは違う、強く社会や環境を意識した倫理的な投資手法で、投資によって得られる金銭的収益を犠牲にして、自らが考える社会的正義を実現しようとする特殊な行動だと受け止められていた。国連が、PRIでESGを打ち出したことが大きな契機となり、ESG投資という言葉が広く使われるようになったが、倫理的性格を薄め収益性（リターン）を前面に打ち出したことが、その普及に貢献した。

世界的にESG投資は、過去2年間で25%増加し、23兆ドルまで成長した（2016年）。これは、世界の機関投資家が運用する資産の1/4に匹敵する。欧州では運用資産全体の50%以上においてESG投資が採用されている。今やESG投資は特殊な投資手法という位置づけから、一般的な投資手法（メインストリーム）へと変貌を遂げようとしている。

2-3. 「MDGs」から「SDGs」へ

MDGsは2000年9月に採択された国連ミレニアム宣言を基にまとめられた01年から15年までの開発分野における国際目標である。MDGsは、極度の貧困と飢餓の撲滅など、8つの目標で一定の成果をあげ、後継となるSDGsに引き継がれた。SDGsは、2015年9月に国

連が全会一致で採択した、2016年から2030年までの世界が達成すべき持続可能な開発目標である。貧困や健康、女性、環境などに関する17の目標と、169の小目標に分れている。

SDGsとMDGsには次の相違がある。①途上国の開発問題が中心で、先進国はそれを援助する側という位置づけであったMDGsに対し、SDGsでは開発側面だけではなく経済・社会・環境の3側面全てに対応し、先進国にも共通の課題として設定、②「誰一人取り残さない」を合言葉に、目標も8から17に増えて包括的、③MDGsは「何をすべきか」という行動目標だったのに対し、SDGsは2030年に世界が「どういう状態になっていなければならないか」という成果目標になっている、④MDGsは国連や各国政府など、開発を専門とする機関の目標だったのに対し、SDGsはあらゆる人々の目標となっており、とりわけ民間企業及び投資家の役割が重視されている。

3. なぜブームとなったのか～背景にある複合的要因

3-1. 外的環境の問題深刻化

まずは、企業及び社会をめぐる環境が国際レベルで大きく変動していることが挙げられる。下記の諸問題の深刻化に対して、「健全な社会や健全な地球なくして、健全な企業活動を実現することはできない」「このままでは今の社会は持たない」という強い危機感が広く共有化されてきた。この中で、「循環と共生」「経済成長と個人の幸福」が両立する社会システムへの転換の可否が人と地球にとって死活問題であるとの認識が広がっている。

- ・世界経済の成長の限界（長期停滞論）
- ・地球温暖化に象徴される環境問題・エネルギー問題の深刻化
- ・貧困と格差の拡大等社会矛盾の噴出
- ・株主主権論、利益第一主義、ショートターミズムの弊害の顕在化（リーマンショック）

3-2. 長年のCSR論の蓄積と深化

ESGやSDGsの課題は突然提起されたわけではなく、長年にわたるCSR論及び企業実践の蓄積が、今日のESG論の盛り上がりを支えている点を忘れてはならない。一部にみられる、「バスに乗り遅れるな」とばかりにブームに便乗しようとする上滑りな取組み姿勢ではなく、過去のCSR論の理論と実践から多くを学ぶことが肝要である。

3-3. ESG・SDGsの新たな特徴

今次のESG・SDGsブームには、新しい特徴も数多くある。これらの特徴が、今回のブームを支える要因であるのと同時に、その危うさを生み出すリスク要因にもなっている点に留意が必要である。

①国連による一連の提言活動と政府の強力な後押し

今回の流れを生み出した背景に、国連による一連の提言活動があった。1999年の人権、労働、環境の3つの領域における企業行動原則（グローバル・コンパクト）の提唱、2006年の国連責任投資原則（PRI）、すなわち金融機関などが投資の意思決定を行う際には、投資先となる企業のESG問題への取組みを考慮・反映すべきであるという原則の提唱、そして2016年から2030年までの世界が達成すべき持続可能な開発目標であるSDGsの採択が代表例である。特に、SDGsについては、2016年5月には首相を本部長、全閣僚を構成員とし

て「SDGs 推進本部」が発足し、日本の 2030 アジェンダの実施に向けた具体的な国家戦略である「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を策定した。更に多様なセクターが集まった「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進円卓会議」が設置されており、日本全体として、SDGs 達成に向けた取り組みが進展しつつある。

② C G 改革との連動

ここ数年、安倍政権が成長戦略の重要な柱として強力に推進してきた C G 改革も ESG 経営・投資を後押ししている。2014 年 2 月に金融庁が発表した「日本版スチュワードシップ・コード (SS コード)」(原則 3-3)、2015 年 6 月に金融庁と東京証券取引所が発表した「コーポレートガバナンス・コード (CG コード)」(原則 2-3)は、ともに ESG 投資及び ESG 経営の概念を推進する内容となっている。とはいえ、初期段階では攻めのガバナンスや ROE 経営、株主との関係が強調されて、ESG 項目や広範なステークホルダーとの関係は後景に退いていた観がある。改革の深化に伴い、ESG の重要性の認識が進んでいったように見える。

③ E S G 投資と E S G 経営の一体的推進

ESG の特徴の一つは、ESG 投資と ESG 経営が不可分のものとして、一体的に推進されている点にある。このことは、国連が企業行動原則 (グローバル・コンパクト) と責任投資原則 (PRI) を連動した形で打ち出したこと、日本の年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) が 2015 年 9 月に PRI に署名したことが ESG 普及に大きな影響力を持ったこと、前記の SS コードと CG コードが連係して ESG を推進したことからも理解できる。

④ 利益の上がる E S G、事業機会を生み出す S D G s の前面押し出し

社会課題の解決と企業収益の向上の両立は、戦略的 CSR の基本的考え方である。企業が社会全体の課題を解決するための付加価値を提供することを通じて企業に、リスクのみならず収益機会をも創出し得るものである旨はスチュワードシップ・コードにも明記されている。とりわけ、企業が SDGs を本業に取り込み、ESG 課題の解決に資する製品・サービスを提供することにより、マーケットの拡大やプロジェクトの受注などの機会につながる可能性がある点が前面に押し出されている点は、最近の大きな特徴と言えよう。年間 12 兆ドルの新たな市場機会につながるとの試算がある。

⑤ 「企業の責任」論の意識的希薄化、C S R の「S」隠し

利益の上がる ESG の強調と裏腹に、「企業の社会的責任」論が意識的に希薄化されている点も最近の特徴と言えよう。米国などでは、CSR の “Social” が Socialism (社会主義) を連想させるといって敬遠する向きもあるといわれる。これらは、ESG の普及に役立つ半面で、企業が本来持つべき社会に対する責任意識の後退を招きかねない危険性も孕む。

⑥ 制度化・規制化の流れ、自主的 C S R 観の転換

欧米において、近年 ESG をめぐる関連規制が、環境分野や社会分野において強化されている。特に、人権を中心とする社会分野において、サプライチェーン管理規制・非財務情報開示規制の導入が進んでいる。欧米企業のサプライチェーンに組み込まれている日本企業も、顧客である欧米企業から、取引条件として規制の遵守を求められるという点で、実

質的に規制の域外適用を受けている。日本では、環境・社会をめぐるルール形成は、限定的なものに留まっていたが、近年 ESG の各分野について広くルール形成が進む「兆候」が生じているといわれる。

以上のような急速なルール化の背景には、2008年ジョン・ラギーにより提示されたラギーフレームワークを踏まえ、2011年にビジネスと人権に関する国際指導原則（指導原則）が採択され、CSR の概念に思考転換が生じたことに一因がある。企業の法的責任の範囲外の自主的取組みとしての CSR から、コンプライアンス課題そのものとして転化したもので、こうした CSR 思考の転換が、各国が指導原則を実施するための行動計画を策定する過程で、法規制の導入を推進する原動力となっている点には、留意が必要である（高橋大祐「ESG 関連リスクの管理・開示のあり方」）。

4. ESG・SDGs 経営の意義と課題

4-1. リスク管理の観点

ESG 課題への対応が世界的に求められている現在、企業がその変化に対応せず、また対応を怠れば、企業自体にとっても、「社会的な操業許可 (Social license to operate)」を失う結果となり得るという意味で、大きなリスクとなる。CGコード補充原則 2-3①においても、重要なリスク管理の一部としてとらえるべき旨が規定された。今日、ESG のリスクや責任の側面よりも、事業機会や収益の側面に注目が集まりがちであるが、何よりも自らが環境や社会にマイナスのインパクトを与えないこと、そのためのリスク管理に万全を期さねばならない責任を深く認識することが、最も重要である。

4-2. 企業の持続的成長・長期的な企業価値向上の観点

ESG 要素は企業環境の安定という意味で成長の前提となり、ESG 経営はマイナスの回避という意味で企業の持続的成長を保障する。同時に、下記の経路で企業価値向上に結びつくと言われる。①顧客ロイヤリティの向上、製品・サービス差別性の増大、②従業員満足度の向上、③特定投資家の獲得、④企業の規律付けの改善。(月刊監査役 2018.5 加賀谷 哲之)

4-3. 企業の事業戦略の観点～ESG やグローバルな社会課題の戦略への組込

企業の収益機会としての ESG を位置づけること。企業が社会全体の課題を解決するための付加価値を提供することを通じて、企業に収益機会をも創出し得る。特に、SDGs に関連して、ESG 課題対処を通じてビジネス機会を拡大することが目指されている。

4-4. 日本の伝統的経営観との親和性、情報開示の重要性

日本企業は、近江商人の「三方良し」に代表されるステークホルダーとの関係を重視した経営を歴史的に実践してきた。にもかかわらず、日本企業は、必ずしも ESG の観点で高い評価を受けていない。「陰徳善事」の考え方から脱し、より積極的な情報開示姿勢に転じることが求められる。ただしグッドニュースばかりでなく、バッドニュースも率直に開示することが望まれる。

4-5. ESG・SDGs 受容の問題点（全般として）

以上見てきた、今までの日本企業の ESG・SDGs 受容の経緯と特徴には、下記の全般的な問

題が孕まれている。

①グローバル化の圧力下での受容

CSR、ESG、SDGs のいずれも海外から移入された概念であり、近年は国連の提唱の影響が大きい。そのことが、横文字や略語の氾濫となり普及の妨げとなる一方で、本来の意味が忘れられて単に記号として独り歩きして流行する危険性がある。誰もが反対できない「社会的正義」としての性格を持つことから、真剣な吟味を受けることなく、無批判的に受容される危険性もある。またグローバルな社会規範と位置づけられてはいるが、そこには特定の価値観の押し付けや地域、慣習、宗教の違いがもたらす多様な価値観が無視される危険性がある。とりわけ、CSR や SRI は、キリスト教の影響を強く受けて発展してきており、今なおその影響が根強く残っている点は忘れてはいけない。

②ブーム的盛り上がりに見る二重のギャップ

ブーム的な盛り上がりには、下記の二つの大きなギャップが存在する。

- (a) 推進者の中でのギャップ～現在の経済社会の在り方への深刻な危機感を抱く層と「バスに乗り遅れるな」とばかりに「商売の種」へ殺到する層の意識ギャップは大きい。
- (b) ブームを先導する政府・企業・学者等関係者とそれ以外の大多数の人々の間には大きな関心ギャップの壁があり、後者には圧倒的多数の監視役が含まれる。

③企業の責任論の後退と企業利益の強調のアンバランス

CSR や ESG は、本来矛盾対立しがちな価値の両立を図る点に意義があるが、ややもすると一方にアンバランスな形で傾く危険を常に孕んでいる。企業責任と企業収益、マケスの防止としての ESG と課題解決としての ESG、開示におけるハットニュースとグットニュースの諸点において、後者への傾斜が近年強まっている点は警戒が必要である。

④法規制に伴う自主性の後退

3-3⑥で述べた欧米での制度化・規制化の流れは、前記③の後者への一面的な傾斜に歯止めを掛ける役割を果たす可能性がある反面、CSR が長年蓄積してきた企業の自主性に基づく社会課題への取り組みを後退させる危険性も持つ。本来自主的であるべき内部統制整備が性急に制度化されたことにより、形式化・形骸化をもたらした苦い教訓がある。

4-6. ESG・SDGs の陥穽（個々の企業として）

ESG・SDGs 経営は、基本的に推進されるべきものではあるが、下記の落穴が潜んでいることに、企業として注意が必要である。

- ①持続性、継続性の問題。今のように各企業が高収益を上げている時は良いが、これが一転して収益が悪化した場合にどうなるか。
- ②今のCG改革の目指すROE向上策とESGを通じた社会的責任の遂行との相克。本業との結合、事業性の重視は、上手く行けばESGの推進力となるが、往々にして収益性を理由とした社会的責任の回避をもたらす危険性がある。短期と長期に時間軸を分けたリスク管理が必要となる。

③外向けの倫理性と内部での反倫理性、遠い問題での倫理性と近い問題（足元）での反倫理性が同居する問題。最近不祥事を起こし社会的に批判を浴びている企業の多くは、「ESG優良企業」である点は、こうした問題「グリーンウォッシング企業問題」（注）の危険性を示している。日産は、GPIFが採用しているESGインデックスの一つであるFTSEの構成銘柄であった。

（注）グリーンウォッシング（greenwashing）は、環境配慮をしているように装い誤魔化すこと、上辺だけの欺瞞的な環境訴求を表す。安価な漆喰で上辺を取り繕うという意味の英語「ホワイトウォッシング」とグリーン（環境に配慮した）とを合わせた造語である。特に環境NGOが企業の環境対応を批判する際に使用することが多く、上辺だけで環境に取り組んでいる企業などをグリーンウォッシュ企業などと呼ぶ場合もある。

4-7. ESG・SDGsへの批判的見解

CSRへの批判としては、M. フリードマンに代表される市場論者による株主主権論に基づく批判やその対極にあるP. フレミングら反資本主義に基づく批判が知られている。前者にあっては、「CSRはビジネスの基本目的と矛盾する、株主を犠牲にした無責任な経営者の越権行為であり」、後者にあっては、「現代企業に私益と公益の追求を期待することは企業の本質を理解しない見解であり」、「CSRは企業の反社会性を覆い隠すイチジクの葉」として、基本的に否定の対象でしかなかった。

ESG・SDGsのブーム的な動きに対しては、今のところ表立った批判は多くはないが、先の古典的批判とは異なる立場からの次の二つの見解が注目される。

第一は、原文人氏の公益資本主義の立場からの批判で、現在のESGの「G」が株主資本主義を前提にしているため、株主利益、ROE優先と短期志向に陥らざるを得ないとしている。またSDGsが各国ごとの課題の多様性の軽視と特定の価値観の押付けに繋がる危険性も指摘している。

第二は、会社法研究者であり、前回のCSRブームに際しても批判的見解を表明していた仮屋広郷一橋大学教授によるものである。「ESG投資は国際規範であるとされているが、それは自生的に形成された規範ではなく、業界利益を後押しすべく人為的に作られた規範である可能性がある。」として、「社会的大義」を掲げる「運動としてのESG」の危険性に警鐘を鳴らしている。

両者共に、ESG自体を否定したものでない点と国連主導のグローバルズムに潜む危険性に目を向けている点に共通性がある。これらの見解には、耳を傾けるべき視点が少なくない。

5. ESG経営における監査役等の果たすべき役割

5-1. 監査役の社会倫理的課題への取組みと求められる活動領域の拡大

世界的に企業ガバナンスとビジネス倫理が関心を集めており、「企業ガバナンスと良い世界をつくること、即ち倫理が表裏一体となり、同期する時代がきた」（入山章栄早大教授）とも言われている。そこまで言い切れるかは別にして、企業にとって社会課題への取組みが大きな課題になっていることは間違いない。企業が対応を怠れば大きなリスクを負うことは前述の通りである。

一方では、1-2で述べた通り、監査役は中長期的な企業価値の向上を目指し、「自らの守備

範囲を過度に狭く捉えることなく」活動領域を拡大することが求められている。ESG など社会的課題への取組みは、「守りのガバナンス」と「攻めのガバナンス」の両面に関わる活動であり、活動領域の拡大の最も重要な位置を占めるものになる。また、本取組みは三様監査の連携の深化及び社外取締役との連携にとっても要のテーマとなり得るものである。

5-2. 監査役監査の規準としての社会規範

当然のことながら、企業としての ESG・SDGs への対応の基本方針の決定は取締役会の責務であり、その具体的な業務の執行は業務執行取締役の責務である。従って、監査役の監査対象は、基本方針の相当性であり、業務執行取締役の業務執行状況であり、それに対する取締役会の監督状況である。そこで、問題となるのは、監査役が監査する際の規準は何かである。

監査とは、ある事象・対象に関し、遵守すべき法令や社内規程などの規準に照らして、業務や成果物がそれらに則っているかどうかの証拠を収集し、その証拠に基づいて何らかの評価を行い、評価結果を利害関係者に伝達することである。規準としての諸規範は単に法令や社内規程に限定されない。CGコードなどのソフトローや、今まで見てきたISO26000や「グローバル・コンパクト」などの国際的規範、更には経団連企業行動憲章などの業界ルールも含まれる。その点では、誰でもが認めるある種普遍的な共通規準が明確に設定できる領域は監査役監査に馴染みやすいと言えるのであり、ESGやSDGsはまさしくそれに該当する。

5-3. ESG・SDGsに関する監査役監査の観点

その際の、監査役監査の観点は一つではなく、多面的である点に留意が必要である。

①コンプライアンス遵守の観点

- ・法令・定款を対象とした狭義のコンプライアンス監査
- ・3-3の⑥で述べたように、制度化・規制化の流れの急速な進展状況を絶えずウォッチングすることが求められる。

②企業の社会的責任（CSR）の観点

- ・CSR・ESG・SDGsに関係する国際規範・社会規範の遵守
- ・ESG問題への積極的・能動的な対応
- ・社会の目、要請（広義のコンプライアンス）、広範なステークホルダーの視点が重要

③企業の健全で持続的な成長確保の観点

- ・ショートターミズムに陥ることなく、中長期的視点からの企業価値向上を図ることができているかが監査役の視点となる。そのことは、ガバナンスのベストプラクティスとしてのCGコードの諸原則の観点とも重なるものである。

④内部統制の重要な構成要素としてのリスク管理の観点（内部統制システム監査）

- ・経営トップのコミットメントとしての人権方針などの策定
- ・リスクが典型的に高い企業活動に対する事前承認手続を含む社内規程の整備
- ・担当部署、相談窓口、内部通報・苦情処理制度の設置を含む組織・連絡体制の構築

- ・研修・教育の実施
- ・監査・モニタリングの実施

⑤ ESG 経営に関わる意思決定プロセスの合理性

- ・仮に ESG を重視した活動が著しくパフォーマンスを低下させる結果を招いた場合も、意思決定プロセスの合理性が確保されておれば、経営者を法的責任から守ることが出来る。

5-4. 監査役監査のアプローチ方法と具体的監査項目

ESG や SDGs に関わる業務執行の範囲は、本業と密接につながっているだけに、広範囲に及ぶ。〈参考〉の日弁連ガイダンスに記載の開示項目は、監査役が監視すべき重要リスクを整理する上で参考となるので参照されたい。とはいえ、監査役が業務の細部にわたって自ら点検を行うことは現実的ではない。チェックリスト的な監査は内部監査部門の任務である。内部統制システム監査と同様に、監査役の主な対象は、基本方針の相当性の判断と執行部門及び内部監査部門、会計監査人からの報告の聴取と重大なリスクの所在に関する協議であり、重大な問題を発見した場合は取締役会に助言・提言を行うことである。

5-5. 陥穽リスクの監視と回避

併せて、非常に重要なポイントは、前記 4-5、4-6、4-7 で指摘した、ESG 経営に危惧される問題点や陥穽に陥ることのないように助言・提言することである。このことは、監査役の大切な役割だと言えよう。特に重要な留意点は、下記の陥穽に陥っていないかを、実証的に検証し、問題点を指摘の上、経営者に自主的な是正を促すことである。

- ①グリーンウォッシング（greenwashing）に陥っていないか。
- ②企業収益が苦しい中で結局は利益が優先されて企業の社会的責任が疎かになっていないか（コストの社外者や社会への不当な付け替えはないか）。
- ③経営者個人の名誉・社会的名声・地位への執着が会社の利益より優先されていないか。

6. 終わりに 残された課題 ～社会的課題への感覚を研ぎ澄ます

「企業の利益」と「社会的課題の解決（CSR・ESG）」の両立は決して容易な課題ではない。そこには多くの困難と陥穽が潜んでいることを認識すべきである。そうした認識なしにブームに安易に便乗することは、結局企業価値の向上も社会的課題の解決の双方を台無しにしかねない。ESG 経営は、様々な要素に配慮しつつ中長期的な取組みを、足が地についた形で、本気がかつ着実に推し進めていくべきものである。そうして初めて「社会から信頼される企業」になり得る。

その中で、監査役が重要な役割を果たし得る可能性は大きいと思われるが、その具体的な態様の探究は始まったばかりである。多くの監査役が関心を持ち、具体的実践が積重ねられることを期待したい。そのためには、監査役自身が社会的課題そのものに関心を持ち、特に産業が環境に及ぼす影響及び人権・労働をめぐる諸問題に関する理解を深めることが重要である。常にそれらに関する情報へのアンテナを張り、感覚を研ぎ澄ますことが求められる。少なくない企業において、取締役や執行役員は自己の担当業務以外の法律・社会規範に関する基礎知識が欠如していると言われる中であっては、監査役が教育的役割を果たすことによって、企業としての知識・意識水準の向上に貢献することも期待されるであろう。

以上

【参考文献】

< 提言・憲章 >

- ・経団連「企業行動憲章」（2017年11月8日改定）
- ・経団連提言「Society 5.0—ともに創造する未来—」2018.11.5
- ・経産省「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス - ESG・非財務情報と無形資産投資 - (価値協創ガイダンス)」2017.5.29
- ・環境省「すべての企業が持続的に発展するために—SDGs活用ガイド」2018.6
- ・環境省ESG金融懇談会「提言」2018.7.27
- ・日弁連「ESG(環境・社会・ガバナンス)関連リスク対応におけるガイダンス(手引)」2018.8.23

< 論文 >

- ・百田義治「CSR批判のパーспекティブ—研究の方法と課題—」（商学集志、2016.9）
- ・高橋大祐「ESG関連リスクの管理・開示のあり方」（旬刊商事法務NO.2146-2147、2017.10.5）
- ・仮屋広郷「ESG投資によせて—ESGを考慮すべきことは自生的な社会規範なのか？」（法律時報、2018.04）
- ・加賀谷 哲之「ESG投資に日本企業はいかに対峙すべきか」（月刊監査役、N0682、2018.5）
- ・原丈人「急速に広まるESG投資のあるべき姿」（月刊Wedge、2018年6月号）
- ・菊地 裕太郎「ESGガイダンス ～日弁連の取組～」(月刊監査役、N0686、2018.9)

< 単行本 >

- ・水口 剛『責任ある投資—資金の流れで未来を変える』(2013年、岩波書店)
- ・谷本 寛治『日本企業のCSR経営』(2014年、千倉書房)
- ・足達 英一郎他『投資家と企業のためのESG読本 単行本』(2016年、日経BP社)
- ・小方信幸『社会的責任投資の哲学とパフォーマンス』(2016年、同文館出版)
- ・水口 剛『ESG投資 新しい資本主義のかたち』(2017年、日本経済新聞出版社)
- ・藤田 香『SDGsとESG時代の生物多様性・自然資本経営』(2017年、日経BP社)
- ・足達 英一郎他『ビジネスパーソンのためのSDGsの教科書』(2018年、日経BP社)
- ・笹谷秀光『経営に生かすSDGs 講座—持続可能な経営のために』(2018年、環境新聞社)
- ・日本ユニセフ協会『知っていますか? SDGs』(2018年、さえら書房)

< 雑誌 >

- ・『日経ESG』日経BP社、2018年4月に「日経エコロジー」から誌名変更
- ・『証券アナリストジャーナル』日本証券アナリスト協会、2018年1月号「特集多様化するESG投資」
- ・『季刊労働法』労働開発研究会、2018秋号「特集SDGsと責任ある企業の労働慣行」

＜参考＞ 日弁連「ESG（環境・社会・ガバナンス）関連リスク対応におけるガイダンス
（手引）～企業・投資家・金融機関の協働・対話に向けて～」2018. 8. 23

第1章 企業の非財務情報開示 第2節 非財務情報の開示内容

第5条 人権擁護への取組の開示項目

- ① 人権擁護への支持と尊重のために行っている取組
- ② 人権侵害に加担しないための取組
- ③ 人権侵害が生じた場合の救済・苦情処理メカニズム
- ④ 特別の配慮を必要とする、子ども、障がい者、社会的少数者、女性、高齢者などのグループへの人権擁護の取組

第6条 労働問題への取組の開示項目

- ① 強制労働の排除のために行っている取組
- ② 児童労働の排除のために行っている取組
- ③ 雇用や人事上の取扱いにおける差別の排除のために行っている取組
- ④ 労働時間規制に関する法令遵守やワークライフバランスの尊重のために行っている取組
- ⑤ ジェンダーの多様性尊重と格差解消のために行っている取組

第7条 環境問題への取組の開示項目

- ① 温室効果ガス排出量の削減等、気候変動対策のために行っている取組
- ② 省エネルギー、エネルギー効率向上、クリーンエネルギー、再生可能エネルギーの開発、活用のために行っている取組
- ③ 循環型社会形成に向けた環境配慮設計及び3R（リデュース、リユース及びリサイクル）の促進並びに廃棄物の適切な処理のために行っている取組
- ④ 事業に起因する環境汚染15を防止するための取組
- ⑤ 自然環境（水資源、森林資源等）の持続可能な利用、自然環境及び生物多様性の保全のために行っている取組

第8条 腐敗防止への取組の開示項目

- ① 贈賄防止方針、手続、基準
- ② 贈賄リスクの評価に利用される基準
- ③ 贈賄防止のために配分される内部統制のプロセス・リソース
- ④ 社員教育のための取組
- ⑤ 通報制度の概要

第9条 サプライチェーンに対する取組の開示項目

- ① 児童労働・強制労働、不安定雇用・賃金、危険な労働条件（建物の安全性・安全装置・労働衛生を含む）を含む労働慣行
- ② 人身取引その他の人権問題
- ③ 温暖化ガス排出及びその他の種類の水・環境の汚染
- ④ 森林破壊及びその他の生物多様性に関するリスク
- ⑤ 紛争鉱物に関するリスク
- ⑥ サプライヤーである中小企業に対する対話や支援の取組

第10条 コーポレート・ガバナンス強化への取組の開示項目

- ① 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取組
- ② 公正な取引慣行の確保のための取組
- ③ 反社会的勢力との関係を遮断するための取組
- ④ 当該企業が活動を行っている国において適切な税金の負担を行うための取組
- ⑤ サイバーセキュリティ・情報セキュリティを確保するための取組
- ⑥ 取締役会の説明責任を果たすために行っている取組
- ⑦ 少数株主が適切な議決権行使を行うために行っている取組
- ⑧ 取締役の報酬制度を適切に設定するために行っている取組

以上